

様式2（第5条関係）

## がん検診等受診率向上推進協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、甲が策定した「兵庫県がん対策推進計画」に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、「兵庫県がん検診等受診率向上推進協定要綱」（以下「協定要綱」）に基づき、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、甲が策定した「兵庫県がん対策推進計画」に関する取組を推進することにより、がんの早期発見・早期治療による県民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの事項について連携し協力する。

- 従業員やその家族（以下「従業員等」という。）に対するがん検診等の受診勧奨
- 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示、がん検診等の受診勧奨
- 系列企業や取引企業等に対するがん検診等の受診勧奨
- がん検診等の受診啓発イベントの実施
- がん罹患した従業員等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮
- その他、がん検診等の受診啓発に関わる積極的な取組

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知った情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）

を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙より終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、当事者間の協議により、本協定を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が法令及び協定要綱、本協定のいずれかに違反した場合は、本協定を解除することができる。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名し、押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県

知事 井戸敏三 印

乙 □□市・・・  
株式会社〇〇

代表社名 △ △ △ △ 印